

事務所だより

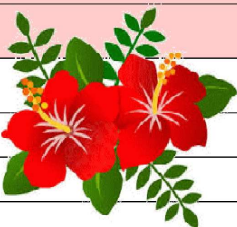
7月

2020(R2)



令和 2（2020）年 7 月

1	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	あじさい園の公開 最終日 三室戸寺 0774-21-2067 1 級土木施工管理技術検定試験 学科試験 2 級土木施工管理技術検定前期試験 学科合格発表
6	月	
7	火	2 級土木施工管理技術検定試験 後期申し込み 7/7～7/21 2 級管工事施工管理技術検定試験 2 級電気通信工事施工管理技術検定試験 2 級造園施工管理技術検定試験 2 級 建築施工管理技術検定（11 月） 2 級 電気工事施工管理技術検定（11 月）
8	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
9	木	
10	金	6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11	土	
12	日	1 級建築士試験 2 級建築士試験 木造建築士試験
13	月	
14	火	2 級管工事施工管理技術検定試験 2 級電気通信工事施工管理技術検定試験 2 級造園施工管理技術検定試験
15	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
16	木	
17	金	
18	土	電気工事士試験 第二種上期試験 技能 1
19	日	電気工事士試験 第二種上期試験 技能 2
20	月	
21	火	
22	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
23	木	海の日
24	金	スポーツの日
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
30	木	建築設備士試験 合格発表 5 月決算法人の確定申告 11 月決算法人の中間申告
31	金	



I 職場でのハラスメント防止策 6月から強化へ

6月より職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。現状では中小企業に対しては、努力義務ですが、令和4年4月1日から義務化される予定です。今回は、「パワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置」を講じる上でのポイントをご紹介します。

◆パワーハラスメントにおける事業主及び労働者の責務

パワーハラスメントへの労働者の関心と理解を深めること、労働者が他の労働者に対する言動に、必要な注意を払うように研修を実施する等の必要な配慮を行うことが、事業者の責務となっています。これに対し、ハラスメント問題への理解や他の労働者に対して言動に注意を払うこと、事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力することが労働者の責務となります。

◆パワーハラスメントの防止のために事業主が講ずべき措置

- ①職場でのパワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②行為者への厳正な対処の方針・内容を就業規則に規定し労働者に周知・啓発する
- ③相談窓口の策定と周知
- ④相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにする
- ⑤事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥被害者への配慮のための措置を迅速に行う
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行う
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずる
- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由とし、解雇や不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

事業主は労働者がパワーハラスメントの相談を行ったことや雇用管理の措置に協力して事実を述べたことを理由に解雇や不利益な取り扱いすることは法律上禁止されます。

II 休業者に賃金の8割直接給付へ

厚生労働省は雇用調整助成金を申請していない中小企業の従業員を対象として、休業者に月額賃金の 8 割を直接給付する方針を固めました。法案が成立次第、給付を始める予定です。

◆新制度と雇用調整助成金との比較

これまで、政府は企業に雇用調整助成金を給付し、企業から従業員に失業手当を支払うのを支える仕組みを採用してきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業の経営環境が急速に悪化する中で手続きの煩雑さが問題となっていました。新制度では個人が直接ハローワークとやり取りを行います。申請書類も雇用調整助成金よりも少なく、支給までの期間も短くなる可能性があります。雇用調整助成金は企業が手当を先に従業員に支払い、後から助成を受ける仕組みでした。今回の新制度が、中小・小規模事業者の雇用維持にもつながると考えられています。今後、政府は雇用調整助成金の助成率や上限の引き上げを通じて、手元資金に余裕のある企業には引き続き雇用調整助成金の申請を求めている方針です。

新制度		雇用調整助成金
従業員	申請・受取の主体	企業
平均賃金の 8 割程度	従業員の受取額	平均賃金の 6～10 割 (企業が設定する)
1 週間程度の可能性	申請から支給までの期間	2 週間～2 カ月

(新制度と雇用調整助成金の比較表)

III 快適な職場づくりへ！就労環境改善サポート補助金

京都府では長時間労働の是正など、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援するとして「就労環境改善サポート補助金」の募集を実施します。

◆制度の概要

京都府内に事業所を有する、労働者災害補償保険の適用事業場で、京都府社会保険労務士会が実施する、就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受けて、労働環境改善の取組を行った企業が対象となります。変形労働時間制度や勤務シフトの整備、パワーハラスメント、正社員転換制度といった、就業規則の整備を中心としたもの、就業管理システムや、タイムレコーダーの整備等の、所定外労働時間削減のための設備導入経費、新型コロナウイルスや粉じん・ウイルス性疾患対策として、空調環境改善の設備等の就労環境改善のための設備導入経費が補助対象経費となります。（いずれも京都府内の事業所での取り組みが対象）補助率は 1/2 以内で、上限は 30 万円となります。申請期間は令和 2 年 10 月 13 日から 12 月 14 日、予算の範囲内での交付となりますので、期間内であっても募集を終了する場合があります。お問い合わせ先：075-708-3701（京都府中小企業団体中央会）